

造林公社問題検証委員会の委員の決定および第1回会議の開催について

先に設置した造林公社問題検証委員会(以下「委員会」という。)について、下記のとおり委員を決定した。

なお、第1回会議を下記のとおり開催する。

記

1. 委員会の設置目的

(社)滋賀県造林公社および(財)びわ湖造林公社(以下「造林公社」という。)に係るこれまでの政策および造林公社の運営等について検証し、造林公社の経営の健全化等に資する

2. 委員会の所掌事務

- (1) これまでの造林公社に係る国、滋賀県等の政策についての検証
- (2) これまでの造林公社の運営および経営改善の取組についての検証
- (3) 造林公社が経営悪化に至った要因の明確化
- (4) その他目的を達するため必要な事項

3. 委員会の委員

別紙のとおり有識者および公募による委員を含む8人で構成

4. 第1回会議の開催予定

- (1) 日時 平成20年(2008年)12月18日(木) 15:30～17:30
- (2) 場所 大津合同庁舎 7A会議室
- (3) 議題
 - ア 委員会の目的および所掌事務等について
 - イ 公開および傍聴の取り扱い等について
 - ウ 造林公社問題の経過と現状について
 - エ 検証の進め方について

5. 今後の予定

平成21年(2009年)9月末までに6回程度会議を開催し、報告をとりまとめる予定。

6. 会議の公開について

本県の「附属機関等の会議の公開等に関する指針」に基づき、会議は公開を原則とし、第1回会議において公開および傍聴の取り扱いを定めることとなるので、以下のとおりとする。

- (1) 報道機関による取材は、第1回会議は会議の冒頭のみ認め、第1回会議で公開の取り扱いが決定した場合は、その時点以降認める。
- (2) 一般の傍聴は、傍聴の取扱いが決定した場合は、第2回会議以降認める。

造林公社問題検証委員会設置要綱

(目的)

第1条 社団法人滋賀県造林公社および財団法人びわ湖造林公社(以下「造林公社」という。)に係るこれまでの政策および造林公社の運営等について検証し、造林公社の経営の健全化等に資するため、造林公社問題検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) これまでの造林公社に係る国、滋賀県等の政策についての検証
- (2) これまでの造林公社の運営および経営改善の取組についての検証
- (3) 造林公社が経営悪化に至った要因の明確化
- (4) その他目的を達するため必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、滋賀県知事が委嘱する8人以内の委員をもって組織する。

2 委員会に委員長および副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員のうちから委員長の指名する者をもって充てる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年9月末日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは会議に委員以外の者の出席を求めて意見の聴取または資料の提出等を求めることができる。

4 委員会は公開とする。ただし、個人情報等の保護が必要である等委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(結果の報告)

第6条 委員長は、第2条に規定する所掌事務の検証結果をとりまとめ、滋賀県知事に報告する。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、琵琶湖環境部森林政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年(2008年)10月21日から施行する。

造林公社問題検証委員会 委員名簿

(五十音順)

北尾邦伸	京都学園大学バイオ環境学部教授
阪田眞二	公認会計士
進 ひろこ	公募委員
高田明夫	弁護士
辻 淳夫	レーク商事株式会社取締役社長
浜田久美子	作家、NPO法人森づくりフォーラム理事、NPO法人共存の森ネットワーク理事
真山達志	同志社大学政策学部長
吉田昌之	京都大学名誉教授